

令和3年(行コ)第136号東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件
一審原告 大石 光伸 外
一審被告 日本原子力発電株式会社

弁論更新意見書

2024（令和6）年6月17日

東京高等裁判所
第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 合 弘 之

外

1 福島第一原発事故で何の教訓を得たのか

福島第一原発事故が忘れ去られているかのような裁判結果が続く現状を見るにつけ、福島第一原発事故の衝撃とその教訓をもとに取り入れた筈の原発の安全に対する考え方のパラダイムシフトに基づいて、東海第二原発訴訟で審理されるべきことを弁論更新に当たり再度確認する。

福島第一原発事故以前の安全神話が間違いであったと言われる。安全神話とは結論から言えば、原発は過酷事故を起こさないということであった。

その安全神話を構成する要素は様々に存在するが、以下の旧安全委員会決定が象徴的である。

我が国の原子炉施設の安全は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、①異常の発生の防止、②異常拡大防止と事故への発展の防止、及び③放射性物質の異常な放出の防止、といういわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっております、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される。

(平成4年5月28日 原子力安全委員会決定)

その考え方の具体例は、例えば

「非常用所内電源から給電されるべき系統は、外部電源喪失時にもその機能を発揮できるように設計されていることが確認されなければならない」(発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する指針)

とされ、理由は不明なまま、外部電源は30分で修復されるという結論がまかり通っていた。

また、自然現象に対しては耐えられる設計とする(安全設計審査指針)、単一故障指針で必要な安全機能は維持されている(安全評価指針)とさ

れ、それらをクリアして設計がなされていることになっていたから、シビアアクシデントは起きないという結論になっていた。

2 福島第一原発事故の発生

しかし、起きる筈のない過酷事故が起きた。

(1) 一号機

- | | | |
|-------|--------------|------------------------|
| 3/1 1 | 1 5 時 4 2 分 | 全交流電源喪失 |
| | 1 6 時 3 6 分 | 非常用炉心冷却装置注水不能 |
| | 2 1 時頃 | 原子炉建屋放射線レベル上昇 |
| 3/1 2 | 2 時 4 5 分までに | 原子炉圧力容器破損 |
| | 1 5 時 3 6 分 | 原子炉建屋爆発（建屋内に漏出した水素が爆発） |

(2) 二号機

- | | | |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------|
| 3/1 4 | 1 0 時頃 | 原子炉水位低下、原子炉圧力上昇 |
| | 1 3 時 2 5 分 | R C I C（原子炉隔離時冷却系）停止 |
| | 1 8 時 2 2 分 | 燃料全体露出 |
| | 2 1 時頃 | 原子炉圧力容器破損 |
| 3/1 5 | 6 時 1 0 分頃 | 圧力抑制室付近で爆発音がして、圧力抑制室の圧力も一気に低下した。格納容器が破損と推定。正門付近の放射線量急上昇。 |

（建屋が爆発を免れたのは、脱落しない筈のブローアウトパネルが脱落し水素が建屋外に漏れていたから。）

(3) 三号機

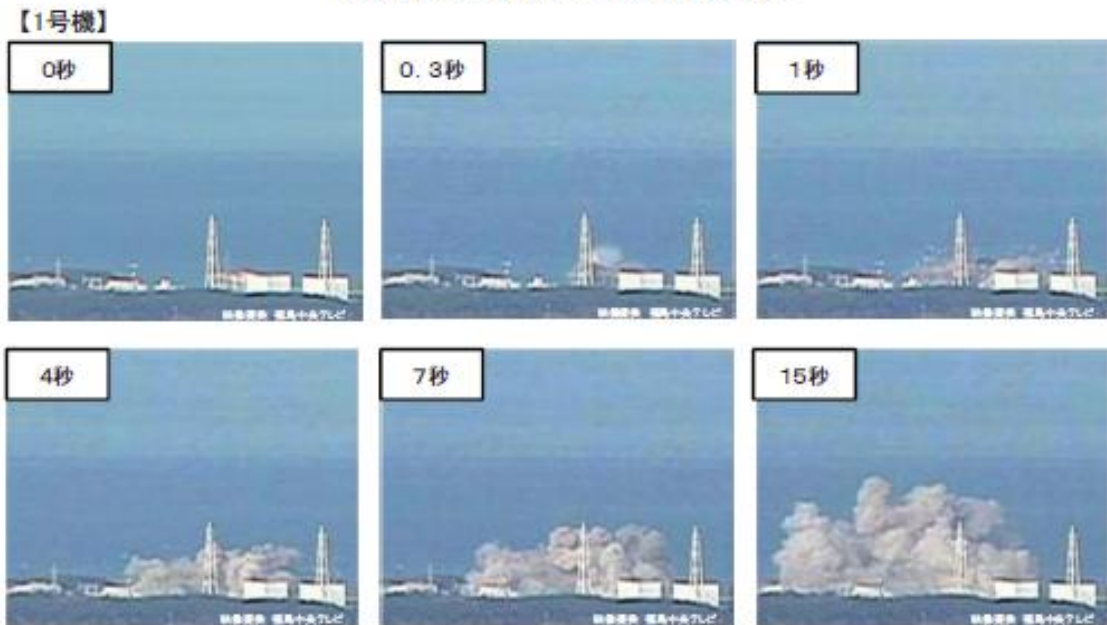
- | | | |
|-------|-------------|----------------------|
| 3/1 2 | 1 1 時 3 6 分 | R C I C 停止 |
| | 1 2 時 3 5 分 | H P C I（高圧注水系）自動起動 |
| 3/1 3 | 2 時 4 2 分 | H P C I 停止 |
| | 8 時 4 1 分 | ベント弁開。以後 5 回開閉を繰り返す。 |
| 3/1 4 | 4 時 3 0 分 | 炉心完全に露出 |

11時01分 原子炉建屋爆発

詳細は別にして、巷間言われていることに従えば、地震で外部電源が喪失し、津波で非常用電源も喪失し、冷却材が循環できず、炉心溶融し、圧力容器外にデブリが流出し、建屋内で水素爆発が発生し、建屋も損傷した。それ以外の過酷事故も起きていても不思議ではなかったが、幸運が重なり偶然に発生しなかった。

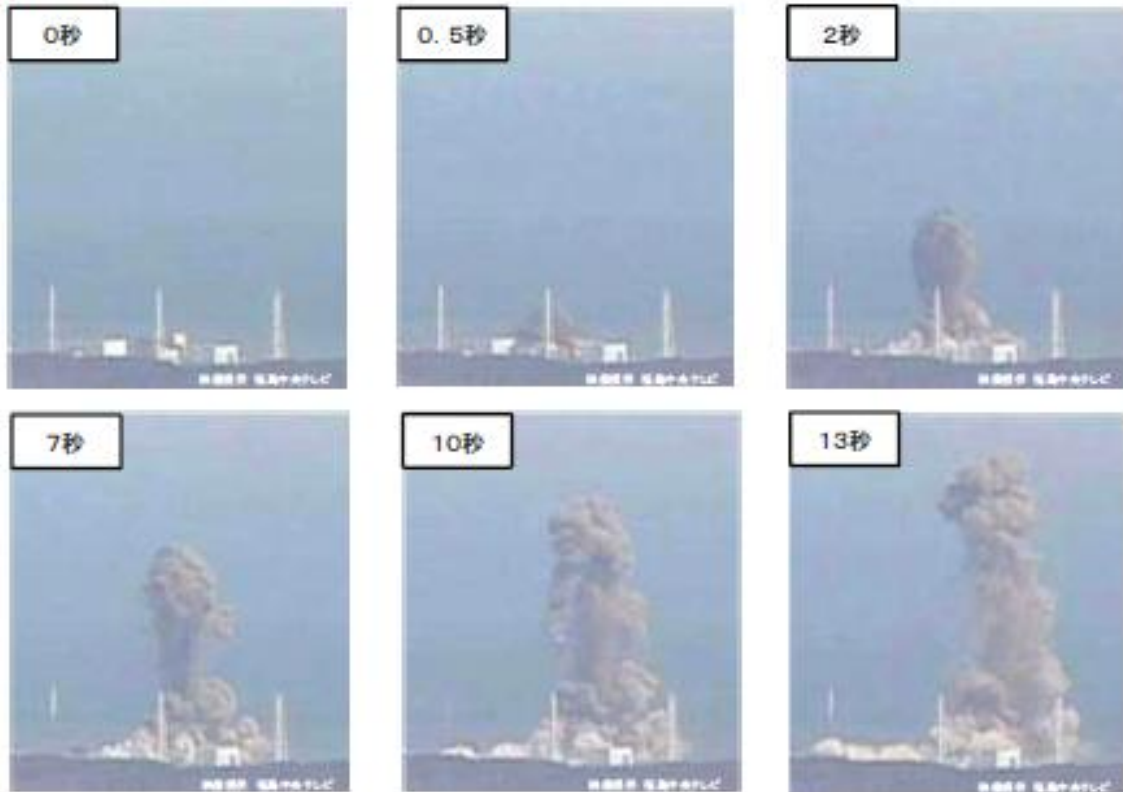
そして、炉心を冷却する水の他に建屋内に地下水が常時流れ込み、日々大量の汚染水が発生している。

1号機及び3号機の水素ガス爆発映像



出展：福島中央テレビ（政府事故調報告書）

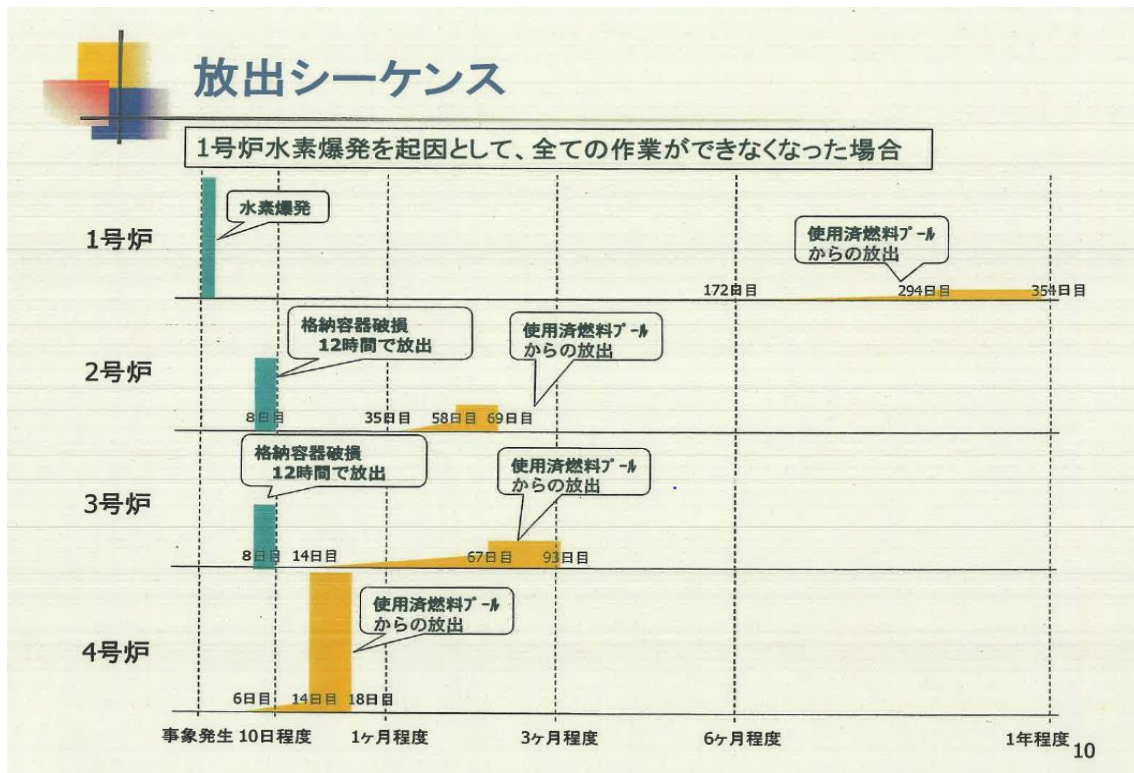
【3号機】



出展：福島中央テレビ（政府事故調報告書）

3 最悪シナリオの可能性

平成23年3月25日に、原子力委員会委員長であった近藤駿介氏が「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」を作成した。



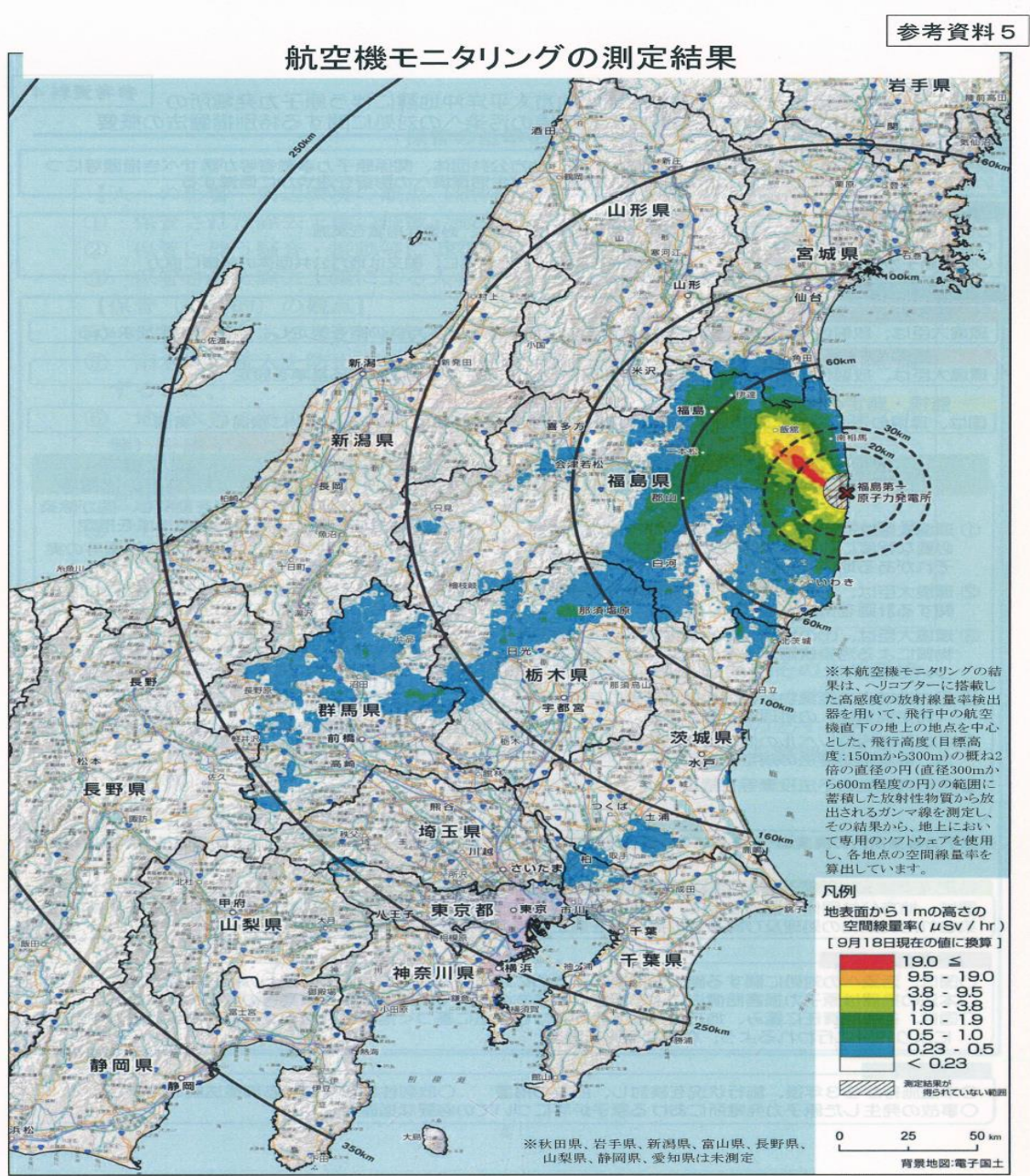
使用済み燃料プールなどの燃料が冷却できなくなり最悪の事態を想定した場合、強制移転を求めるべき地域が170 km以遠にも生じる可能性や、希望者に移転を認めるべき地域が250 km以遠にも発生することになる恐れがあるとされた。

このような危機を回避できた理由は、たまたま4号機が運転停止中のため原子炉圧力容器の上部のふたが開放されて上部まで水が張られていたこと、たまたま原子炉圧力容器の上部に隣接する使用済み核燃料プールとの間にあった壁がはずれて使用済み核燃料プールに水が流れ込んだことの偶然が重なり、使用済み核燃料のメルトダウンを防いだということは公知の事実である。

4 放射能による被害

(1) 放射性物質の放出量

以下の図は、平成23年10月10日、環境省第1回安全評価検討会で配布された資料である ([安全評価検討会・環境回復検討](#))



放射性物質の放出量は推計値しかないが以下のように言われていた。

(セシウム137の放出量)

福島第一原発が1万5000テラベクレル、広島原爆は89テラベクレル

ル。

単純比較すると、福島第一原発は広島原爆の168.5個分に相当する。
(ストロンチウム90の放出量)

福島第一原発が140テラベクレル、広島原爆が58テラベクレル。
広島原爆の約2.4個分に相当する。

(ヨウ素131の放出量)

福島第一原発が16万テラベクレル、広島原爆は6万3000テラベクレル。
広島原爆の約2.5個分に相当する。

(2011年8月26日、原子力安全・保安院)

(2) 被ばく線量限度に関する規制を時間当たりの被ばく線量に換算すると以下のようになる。

- $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h} = 1 \text{mSv}/\text{y}$ (一般公衆の被爆限度)
- $1.0 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 5.2 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線管理区域の線量限度)
- $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 20 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線業務従事者線年平均量限度)
- $9.5 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 50 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線業務従事者年間線量限度)
- $19 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 100 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線業務従事者5年間線量限度)

上記図に当てはめると、 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h} = 1 \text{mSv}/\text{y}$ (一般公衆の被爆限度)以上の地域が福島県だけでなく、宮城県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県にまで広がっている。 $1.0 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 5.2 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線管理区域の線量限度)、 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h} \doteq 20 \text{mSv}/\text{y}$ (放射線業務従事者線量限度)も広範囲に広がっている。

福島第一原発事故の放射能の影響評価は最悪のレベル7である。

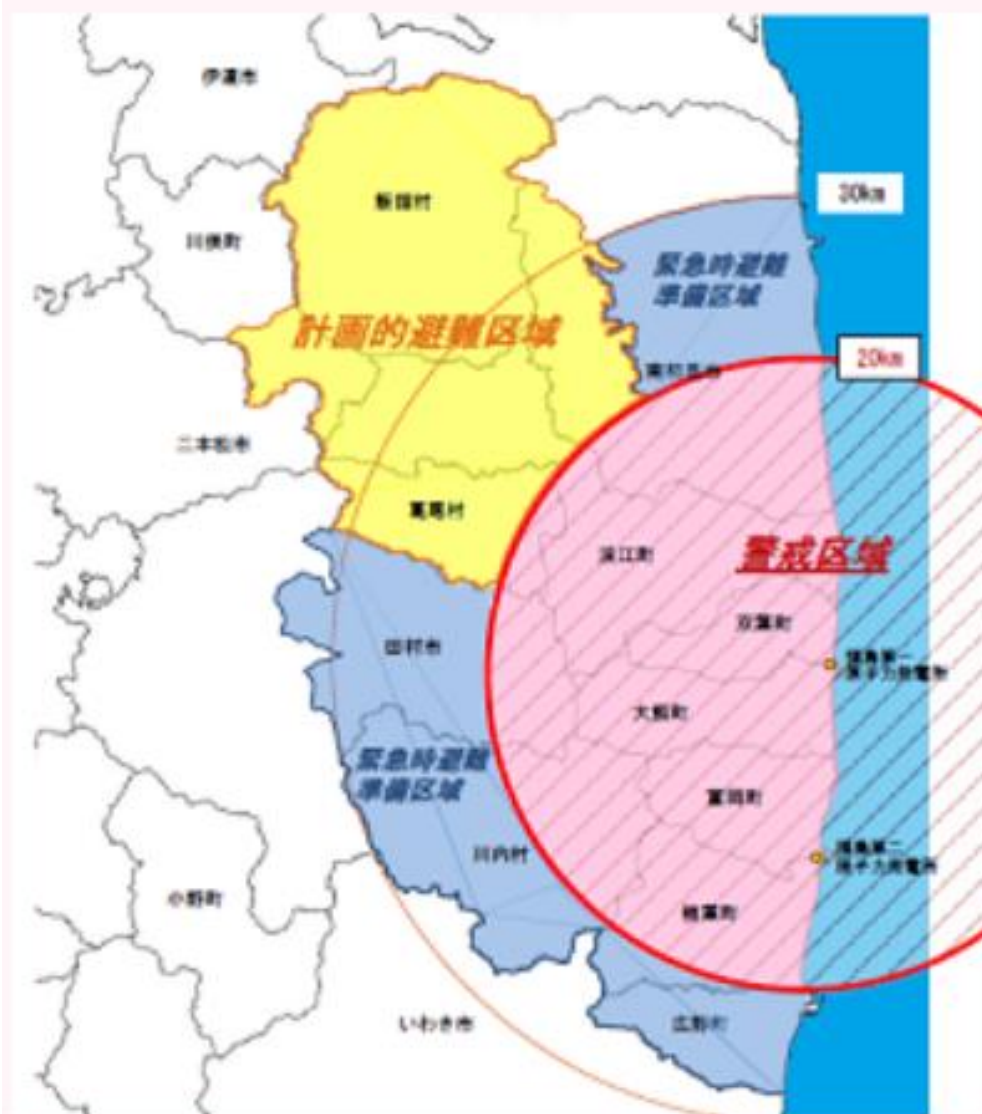
国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES) と主な過去の事故

	基準1 人と環境 レベル0~3については、被ばく線量と被ばくした人の数に基づき評価。事故レベル(4~7)では、放出された放射性物質の量に基づき評価。	基準2 施設における放射線バリアと管理 敷地境界の外での個人に対する重大な影響はないが、個人への影響の可能性や放射線管理の運営における欠如の重大性を評価。	基準3 深層防護 「深層防護の劣化」をカバーするため、実際の影響は伴わないが、安全対策が機能しないような状況を評価。
↑ 事故	7 深刻な事故	●旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故 (1986) ●福島第一原子力発電所事故 (2011)	
	6 大事故	●旧ソ連・キシユテム (1957, 高放射能レベル廃棄物タンクの爆発による放射性物質の環境への大量の放出)	
	5 広範囲な影響を伴う事故	●英国・ウインズケール原子炉事故 (1957, 炉心での火災後の放射性物質の環境への放出)	●米国・スリーマイルアイランド発電所事故 (1979, 炉心の重大な溶融)
	4 局所的な影響を伴う事故	●JCO臨界事故 (1999)	●仏国・サンローラン発電所事故 (1980, サイト外への放射性物質の放出を伴わない原子炉内の一部燃料の溶融)
↑ 異常事象	3 重大な異常事象	(事例なし)	●英国・セラフィールド (2005, 大量の放射性物質の施設内放出) ●スペイン・バンデロス発電所火災事象 (1989, 原子力発電所における火災により安全システムの機能喪失)
	2 異常事象	●アルゼンチン・アトーチャ (2005, 原子力発電所における作業員の年間限度を超える過大被ばく)	●仏国・ガダラーシュ (1993, 設計で想定されていない区域への汚染の拡大) ●美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管損傷事象 (1991)
	1 逸脱		●もんじゅナトリウム漏れ (1995) ●敦賀発電所2号機一次冷却材漏れ (1999)
↓ 異常事象	0 尺度未満	※上記3つの基準ごとにレベルを評価し、それらのうち最高の数値が評価結果となる。 出典: IAEA, INES THE INTERNATIONAL NUCLEAR AND RADIOLOGICAL EVENT SCALE USER'S MANUAL, 2008 Edition, 原子力2010(資源エネルギー庁)	

5 住民は生活拠点を奪われた

そして、事故直後以降、周辺住民は生活の拠点を奪われ続けた。その被害の甚大さは現実のものであり、二度と福島原発事故のような事故を起こさないことを考える時の基礎となるものである。

避難区域の状況（平成23年4月22日時点）



(出展：福島県HP)

避難区域の状況(平成24年4月1日時点)



出典：経済産業省

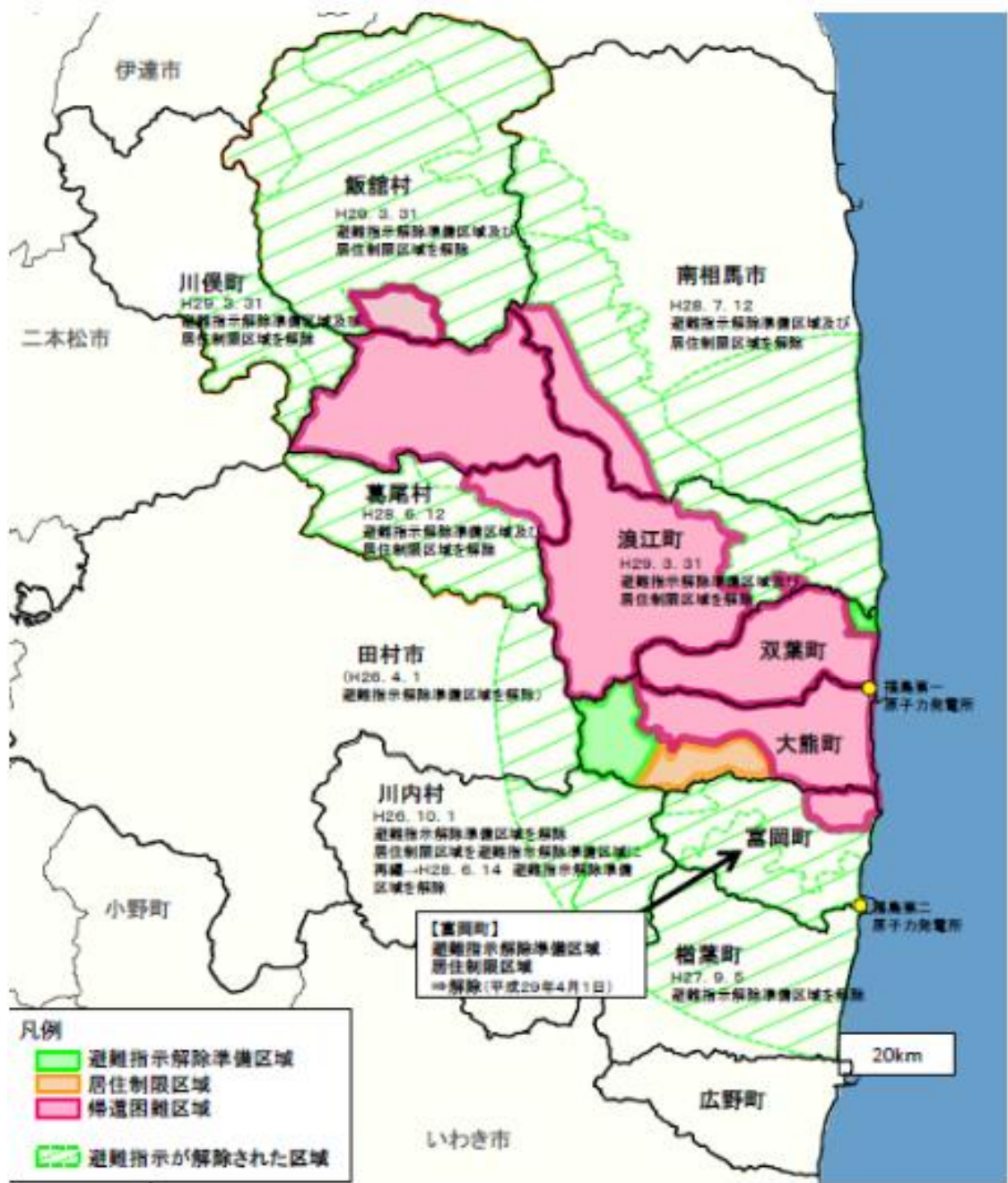
避難区域の状況(平成29年3月10日時点)



出典：経済産業省

(出展：福島県HP)

平成29年4月1日時点



(出展：福島県HP)

6 原発の安全規制に関するパラダイムシフト

福島原発事故を目の当たりにして、政府もそして裁判所も原発の安全

神話からの脱却を図った筈である。

(1) 原発の安全の考え方

以下のように、原発の安全についての考え方について、次々と、福島第一原発事故以前の反省と、同事故の教訓が発表された。

今回の事故の発災により、「リスクが十分に低く抑えられている」という認識や、原子炉設置者による自主的なリスク低減努力の有効性について、重大な問題があったことが明らかとなった。

(発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について 平成23年10月20日原子力安全委員会決定)

予見した想定に過度に囚われたため、想定を超える事象には対応できない場合があることも今回の事故で強く認識された。したがって、想定を超えることは起こりえるとの前提に立ち、想定を超えたものは次の層で事故進展等を防止できるような厳格な「前段否定」を適用することが必要である。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について (中間とりまとめ) 平成24年2月原子力安全・保安院)

たとえどんなに発生確率が低い事象であっても、「あり得ることは起こる。」と考えるべきである。発生確率が低いからといって、無視していいわけではない。

(平成23年12月26日東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会中間報告書)

発生確率が低いということは発生しないということではない。発生確率の低いものや知見として確立していないものは考えなくてもよい、対応しなくてもよいと考えることは誤りである。

さらに、「あり得ないと思う」という認識にすら至らない現象もあり得る、言い換えれば「思い付きもしない現象も起こり得る」ことも併せて認

識しておく必要がある。(平成24年7月23日東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会最終報告書)

最新の知見を踏まえ科学的合理性に基づいて津波の想定が行われた場合でも、これを超える津波が発生する可能性は否定できない。

(発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について(想定を超える津波に対する原子炉施設の安全確認の基本的考え方)平成24年3月12日原子力安全委員会)

(2) 安全規制の方針変換

そして、原発の安全の考え方の誤りを反省し、安全規制の方針変換も図られた

ア 原子力規制委員会は、平成23年3月11日に発生した福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために設置された。

(原子力規制委員会HP <https://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html>)

イ 原子炉等規制法から「原子炉等の利用が計画的に行われることを確保する」という目的規定を削除し、原子炉等の計画的利用を考慮することなく、安全規制に特化することになった。

ウ 深層防護は、従来の3層から5層へ変更した。これは、福島原発事故が現実起きたことを受けて、二度と福島原発事故のような事故が起きないようにするための重要な規制である。

深層防護の考え方は、ある層までで安全が確保されているから後の層は考えなくてよいとすべきではなく、前層が破られるものとして後の層の安全確保策を備える(前段否定)と、後の層があるから当該層の安全確保策はある程度あればよいと考えればよいとするのではなく、後の層がないものとして当該層で徹底した安全確保を考える(後段否定)からなる。

各層において、対策が欠けているか不十分であれば具体的危険があるという第一審判決は深層防護の本質を述べたものである。

7 小括

福島第一原発事故以前に、福島第一原発事故が起きると考えられなかったのは、想定力の欠如、慢心、予定調和を望む気持ち、原発利用の推進等が絡み合っただけで心証を形成していたからであり、それらの誤りを常に意識して、福島原発事故の教訓を踏まえた安全の考え方、安全規制の考え方のパラダイムシフトを忘れずに、二度と福島原発事故のような事故が起きないようにしていると言えるか否かを判断すべきである。

想定を超えることは起こりえるとの前提に立ち、発生確率が低いということは発生しないということではなく、発生確率の低いものや知見として確立していないものは考えなくてもよい、対応しなくてもよいと考えることは誤りである。「シビアアクシデント時の事象進展や設計上の想定を超える自然事象の発生確率など不確かさが大きい領域や、発生確率はごく低いものの発生した場合の影響が大きい事象についても取り扱う必要がある」（発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について 平成23年10月20日原子力安全委員会決定）。しかも、最新の知見を踏まえ科学的合理性に基づいて津波の想定が行われた場合でも、これを超える津波が発生する可能性は否定できないことも判断基準とされていることは忘れてはならない。

8 福島第一原発事故及びその教訓が無視されていないか

(1) 思考停止は許されない

福島第一原発事故の発生及びその教訓を常に念頭に置いて原発の安全について考察しなければ、二度と福島第一原発事故のような事故を起こさないという目的を達成できないことを知るべきである。

福島第一原発事故以前の誤りの原因は、起きないと思えば起きない筈だという思考停止にあり、それこそ、「安全神話」の「神話」たる所以である。予定調和的に危険を考えれば、事故は起きない。予定を超える危

険は考えないようにすれば、予定調和的結果になる。しかし、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識」（原子力規制委員会設置法 1 条）に立っていないとすれば、予定調和を願う思考停止は許されない。

(2) 自然現象についての反省

津波、火山、地震について、以下のように決して安全を保障できる程の知見が存在しないことが示されている。そのことを無視して、規制委員会が判断したのであるからこれを尊重すればよいという思考停止をしてはならない。

(津波)

- ① 津波堆積物の調査は、調査範囲や場所に限界もあり、調査を行っても津波堆積物が確認されない場合があること。また、津波堆積物調査から得られる津波堆積物の分布域及び分布高度は、実際の浸水域及び浸水高・遡上高より小さいこと。
- ② 津波の規模の想定は、津波に係る直接的な調査だけでは限界があること。
- ③ 大規模な津波を発生させる巨大地震や津波地震は、沈み込みプレート境界では、過去の事例の有無や場所に関わらずその発生を否定できないこと。
- ④ 地震や津波の発生域と規模は、過去の事例によるだけではそれを超えるものが発生する可能性を否定したことにはならないこと。

(基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド I.3.3.1(5) 平成 25 年 6 月原子力規制委員会)。

(火山)

「噴火がいつ・どのような規模で起きるかといった的確な予測は困難な状況にある。また、未知の巨大噴火に対応した監視・観測体制は設けられていない。VEI 6 以上の巨大噴火に関しては発生が低頻度であり、モニタリング観測例がほとんど無く、中・長期的な噴火予測の手法は確立していない。… (略) …モニタリングで異常が認められたとしても、いつ・ど

の程度の規模の噴火にいたるのか、或いは定常状態からの『ゆらぎ』の範囲なのかを識別できないおそれがある」

(原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言とりまとめ)

(地震)

第1 研究対象となる地震は、災害につながるような大地震なら数十から数百キロ規模で非常に大きく、生物学のような実験ができない。

第2 過去に起こった地震のデータを分析して研究しようとしても、大地震は海で起こるものなら数百年に一回程度、陸で起こるものは数千年に一回程度しか起きないので、なかなかデータの蓄積が進まない。

第3 地震のおおもとは地中の岩盤が破壊する現象で、破壊現象というのは決定論的な理論研究することにも限界がある。

(東京大学地震研究所 瀧川一起教授)

(3) 福島原発事故の発生及び教訓を忘れない判決・決定

福島原発事故からそれ程経ていない時期には、福島原発事故の発生とその教訓を忘れず、甚大な被害を発生させないような安全確保策がなされているか厳格に審査しようという意識が垣間見られた。

【2014. 5. 21 福井地方裁判所判決】

原発に求められる安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

生命を守り生活を維持することは人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利である。大きな自然災害や戦争以外で、この根源的権利が極めて広汎に奪われる事態は原発事故のほか想定しがたい。

福島原発事故で、原発技術の危険性の性質やもたらす被害の大きさが判明したのであるから、危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められ、福島原発事故のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあ

るかが判断対象とされる。

【2015. 4. 14 福井地方裁判所仮処分決定】

新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こす恐れが万が一にもないと言えるような厳格な内容を備えていることである。

しかるに、新規制基準は緩やかに過ぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。

【2016. 3. 9 大津地方裁判所仮処分決定】

本件は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政に大幅な改変が加えられた後の事案であるから、債務者（※関西電力）は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように答えたかについて、主張及び立証を尽くすべきである。このとき、原子力規制委員会が債務者に対して設置変更許可を与えた事実のみによって、債務者が上記要請に応える十分な検討をしたことについて、債務者において一応の主張及び疎明があったとすることはできない。

福島第一原子力発電所事故によって我が国にもたらされた災禍は、甚大であり、原子力発電所の持つ危険性が具体化した。原子力発電所による発電がいかに効率的であり、発電に要するコスト面では経済上優位であるとしても、それによる損害が具現化したときには必ずしも優位であるとはいえない上、その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を越えてしまう可能性さえあるのであって、単に発電の効率性をもって、これらの甚大な災禍と引き換えにすべき事情であるとはいえない。…（略）…その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そして、このような姿勢が、

債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。

【2015. 4. 22 鹿児島地方裁判所仮処分決定】

福島第一原発における事故の甚大な被害に思いを致せば、本件原子炉施設の再稼働の適否を判断するに当たっても、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、その安全性を十分に確保すべきであり、その際、福島第一原発における事故の経験等を踏まえた安全性の徹底的な検証が行われなければならない…(略)…深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原子力規制委員会により策定される新規制基準は、福島第一原発における事故の経験等をも踏まえた最新の科学的知見に照らし、十分な合理性が担保されたものでなければならず、本件原子炉施設の再稼働の前提となる新規制基準への適合性審査も厳格かつ適正に行われる必要がある。

…(略)…原子炉施設については、その安全性が確保されないときには、福島第一原発における事故に見られるような健康被害につながる放射性物質が広範囲に放出・拡散され、多数の住民に長期間にわたる避難生活を強いる等の深刻な災害を引き起こすおそれがあり、しかも、危険を負担するのは原子炉施設の職員を除けば周辺住民に限られ、効用を得ている人の全てがこのような危険性を負担するものではないし、一定の危険が内在する航空機や自動車を利用する場合とは異なり周辺住民には危険を負担するか否かを選択する機会が与えられているとはいえないから、原子炉施設の設置、運転に際しては、より安全側に立った判断が望まれることは明らかというべきである。

【2020. 1. 17 広島高裁仮処分即時抗告審決定】

(抗告人らの主張した)発電用原子炉施設について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念は尊重すべきものであり、…(略)…発電用原子炉施設によ

る具体的危険性の有無を判断するに当たり、その荊年ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できないところであり、ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない。

(4) 福島原発事故の発生及び教訓を無視した判決・決定

他方で、このような福島原発事故に形式的には触れながらも、その実態を直視せず、原子力規制行政に対する健全な警戒心も持たずにこれに追随するかのような判断や、客観的根拠に乏しい自身の安直な主観を「社会通念」であるかのようにはき違え、新規制基準の不合理性を指摘しながら稼働を容認するような判断も存在する。とりわけ、福島事故から10年以上が経過し、誠に遺憾ながら、事故などなかったかのように行政や事業者に従う判断や、住民側に事故発生の高度の蓋然性という立証不可能な立証を求め、司法の責任を放棄したかのような判断も増えている。

【2021. 3. 18 広島高裁仮処分異議審決定】

原子炉の安全性や新規制基準の合理性及び規制委員会の上記の判断に対しても、様々な専門的立場からそれぞれの研究等に基づいて様々な見解が述べられているが、これらは、想定が極めて難しい将来予測に係るものであることもあって、科学的には、直ちに、いずれの見解が正しいともいえないのが現状であるといわざるを得ない。…(略)…原子力発電所の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生の時期や規模については、現在の科学的知見では具体的に予測できないことからして、現時点において、大規模自然災害によって、本件原子炉施設において福島事故のような深刻な事故が発生する可能性が全くないと断定できないことは事実である。…(略)…しかしながら、上記のことは、論理的には、本件における人格権侵害の抽象的危険性を肯定するものに過ぎず、直ちに具体的危険性の存在を推認するに足りるものとはいえないというべきである。また、債権者らが主張する原子力発電所に求められるとする「通常人が疑

いを差し挟まない程度に、万が一にも深刻な災害が起こらないという確信を持ちうる程度の安全」は、…（略）…結局、原子力発電所の安全性についてゼロリスクを求めることに等しい。

→裁判所が審理すべきは科学的な正しさではなく、原発において万が一にも福島第一原発事故のような深刻な災害が発生する可能性があるかどうかである。不確実性があるのであれば、それを保守的に考慮したかどうかを厳格に判断すればよいのであり、こういった可能性を「抽象的危険にすぎない」と切り捨ててきた結果が福島第一原発事故だったという厳然たる事実を、この裁判官は見落としている。

【2021. 11. 4 広島地裁仮処分決定】

本件申請における債務者（※四国電力）による上記の具体的危険をめぐるとの評価が合理性を有することについて債務者に主張、疎明責任を負わせ、それが遂げられているかを裁判所が審査するという事は、結局のところ、原子力規制委員会による多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断の過程を、そのような知見を持ち合わせていない裁判所が事後にやり直すことと実質的には等しい。しかし、そのような司法審査のありようは、上記イの趣旨に反し、相当でないといわねばならない。

→行政が誤った判断をした場合に、これを正すのが裁判所の役割である。裁判所には知見がないから、行政庁の判断に従うという姿勢は、司法の自殺に等しい。

さらに、近時、立て続けなされている「4層が破られることを原告らが主張立証しなければ、5層の判断をする必要はない」という判断は、深層防護の前段否定の考え方を否定し、5層の判断を回避するための思考停止の判断である。

政府が原発回帰の政策を進める中で、次なる原発事故災害から日本の国土と日本国民を守ることは、残念ながら、司法の手に委ねられている

というしかない。司法が事実と良識に基づいた判断を回避し、電力事業者や規制行政に屈して不合理な論理で原発の稼働を認めることは、原発の巨大事故によって多くの日本人の生命と生活を奪うことにつながりかねないのであり、未来の日本国民に対する深刻な犯罪となりかねないことを強く指摘しておきたい。福島第一原発事故後、「司法よ！おまえにも罪がある」と指摘されたが（新堂宗幸、講談社2012）、福島第一原発事故前に原発の差止めを認めなかった裁判例は、客観的には危険な原発を止めることができなかった、誤判だったという事実は重い。原発訴訟は1978（昭和53）年4月25日の伊方原発処分取消訴訟第一審判決ころから始まったが、福島第一原発事故までの約30年間、日本の司法は誤判を繰り返し、周辺住民の生命、身体を危険に晒し続けてきた。しかも、その判断内容は、住民側の主張が否定し難くなるにつれて劣化し、事故直前の浜岡原発静岡地裁判決（2007（平成19）年10月26日）は、行政庁の許可を得ていれば、その内容がどうあれ、基本的に差止めは認められないかのような最悪の状態になっていた。

事故から10年以上が経過し、誠に遺憾ながら、裁判所は、あれほどの大災害を忘れ、自身がかつて誤った判断を繰り返したという事実を忘れて、再び同じ罪を犯すかのように、劣化した内容の判断が見られるようになっている。

裁判所は、このような事実を真摯に反省し、真に国民の生命、身体を守るために必要な判断を断固として行わなければならない。

（5）原発の危険に対する判断

原発の安全確保は、将来の予測である。認識能力の不足、偶然な事態の発生が避けられない以上、将来予測は不確実で、不完全である。

一方、原発の被害が甚大であることは、チェルノブイリ原発事故で現実認識し、さらに、福島原発事故で認識を深めた筈である。原発は持続可能な社会を一瞬で破壊する力を持っている。

不確実だから司法には判断できないなどという態度は、人権の砦たる司法の職責放棄にほかならない。原発事故による被害の甚大性を根底に

して、原発に求められる安全を考えるならば、安全確保には万全が尽くされなければならない、安全に疑問が残る限り原発の運転は認めるべきではない（疑わしきは安全のために）という考え方になる筈である。万全を尽くしたとしても事故発生の可能性はゼロにはならないが、原告らは、そのようなリスクまで考えろというゼロリスクを主張しているわけではない。単に、原発の安全確保には、せめて人間の認識能力が及ぶ限りで万全を尽くす必要がある、と主張しているのである。深層防護の徹底は、まさにこのような視点に立った安全確保上不可欠の考え方であるし、国際的な原子力安全の世界では、当然に認められている考え方なのである。

福島原発事故の発生とその教訓を無視して、思考停止の判断をするようなことは決してなさないように要望する。

以上